

第 3 回検討委員会における主な意見等

【モニタリング】

- ・国がモニタリングの司令塔機能を設けるとしているが、UPZ内の環境放射線モニタリングについては、これまでやってきている地方自治体が持っているモニタリング技術を当然活かしていかなければならない。
- ・避難者の安全確保のための避難経路のモニタリングは、市町村職員等ができる体制を構築することも検討すべき。そのための放射線モニタリングの教育や訓練は必要。
- ・今回、モニタリングステーションが壊れたことによりモニタリング情報が出てこなかった。地震対策などを検討している新潟県の環境モニタリングの考えは参考になる。

【避難計画作成要領】

- ・避難している方々にとって、避難中の被ばく線量は非常に知りたい項目であり、配慮すべき。
- ・複合災害を想定するとBCP（事業継続計画）などを考慮する必要あり、県と市町村が一体となった避難計画を作成すべき。
- ・複合災害を想定した場合、かなり厳しい条件からのスタートとなることから、厳しい状況の中、県及び市町村の災害対策本部として住民避難など役割が果たせるようにするための実効性のある計画とするため、市町村とよく議論することが必要。
- ・避難の実施主体である市町村職員の参集体制、施設の安全性についても併せて考慮すべき。
- ・今後、県を跨るような災害が発生する場合、国は、国の役割を明確化して、イニシアチブをとるような方向になっていくのではないかと感じている。そうになると、市町村の区域を越えて災害が発生する場合は、県がイニシアチブをとらざるを得ない。
- ・市町村同士で利害が対立するような場合を想定し、調整を図るための仕組みが必要であり、それを踏まえた要領とすべき。
- ・避難の際に具体的に不足する資源（輸送手段としてのバスなど）についても、

県がイニシアチブをとって調整していただきたい。

- ・避難誘導者である市町村の職員が、ある程度の装備をもって、現場の線量をきちんと把握することが緊急時には重要である。現場で、測定し、判断する仕組みが必要。
- ・防災関係者を含めて被ばく防護は大事。注意すべき項目を具体的に記載することが大事。市町村としてどういうことに配慮するのかといったことを検討できるようにしておくことは重要。
- ・防護対策ということから避難誘導者である市町村職員の教育、訓練も必要。
- ・災害時要援護者を考えるとき、施設と在宅の二つに分けて考えるべき。また、施設、在宅ともに支援者と一緒に避難させるような工夫を記載することが必要。
- ・在宅の災害時要援護者を把握には、民生委員の活用が重要。また、民生委員等への周知についても留意いただきたい。
- ・避難計画作成要領の中に、避難計画の周知や教育など啓発に係る記載を加えるべき。

【避難PT中間報告】

- ・外力の整理が必要。津波により東通と大間原発が両方被害を被るという想定はあるのか。また、揺れについて、5強と5弱のところに重要施設が立地しているのかどうか。シミュレーションしていく段階で必要。
- ・逃げてくることばかり強調され、迎えに行くことについて言及していない。迎えに行くことについても考慮する必要がある。
- ・避難者の把握や情報提供のため避難経路上に避難拠点(中継ポイント)を設けるべき。また、避難に際して、目標となるポイントを設けるべき。
- ・誤解を与えないためにも、原子燃料サイクル施設について言及していない理由を明示すべき。

【複合災害時の防災体制】

- ・災害が複合的に発生した場合の県の防災体制について整理が必要。
- ・複合災害を想定するのであれば、BCPを念頭に検討すべき。

【オフサイトセンター】

- ・オフサイトセンターで情報を共有し意思決定を図るという考え方とは別に、物理的にオフサイトセンターに参集できるかどうか、参集できない場合に対策本部として機能を果たせるよう市町村との連携のあり方などについて整理することが必要。
- ・オフサイトセンターへの参集の是非を含めた県の原子力防災体制のあり方を踏

まえ、国に求める役割について整理し要望することも必要。

- ・ オフサイトセンターのあり方については、国の責任において検討すべきこととして明記すべき。

【広域避難】

- ・ 広域避難について、県、市町村の役割分担、避難拠点の設置など全体的な避難体制について検討し、情報共有を図るべき。

- ・ 冬期の夜間など、直ちに避難することが困難な場合を想定し、その場（自宅、集会場等）でじっとしているための最善の方法である「シェルターインプレイス」の考え方を取り入れ、住民に周知、啓発すべき。

- ・ リスク管理として避難（屋内退避、避難）に伴うリスクを想定した対処方針を予め検討しておく必要がある。

【SPEED I】

- ・ SPEED I 情報の公開については、国が検討すべき事項であり、公開のあり方について要望する方向で取りまとめるべき。

- ・ SPEED I 情報については、全てそのまま公開するのではなく、適宜専門家の意見を踏まえつつ公開、活用すべき。

【災害時要援護者】

- ・ 安定ヨウ素剤の予防服用について、薬を配布する手順、タイミングなどについて検討する必要がある。